

# (仮称) 綾瀬インターチェンジ 環境影響予測評価書案要旨並びに説明会開催について

神奈川県では、綾瀬市内の東名高速道路と県道 42 号（藤沢座間厚木）を囲む実施区域内（図-1 赤色で示す範囲）において、(仮称) 綾瀬インターチェンジの設置を計画しております。

本事業は、「神奈川県環境影響評価条例」による環境影響評価（環境アセスメント）の対象事業であることから、事業の実施に伴う環境への影響について調査・予測・評価の結果を記載した「環境影響予測評価書案」を作成し、平成 24 年 3 月 27 日、神奈川県知事に提出しました。

つきましては、同条例第 16 条に基づき、関係地域内（図-1 青色で示す範囲）に住所を有する皆様、勤務する皆様、事業所を有する皆様及び農業等に従事する皆様に、環境影響予測評価書案の内容の要旨と説明会の開催についてお知らせします。

## 1. 事業の実施区域及び周知を図る必要がある地域

神奈川県環境影響評価条例第 16 条に基づき、環境影響予測評価書案の内容について周知を図る必要がある地域は、次に示すとおりです。

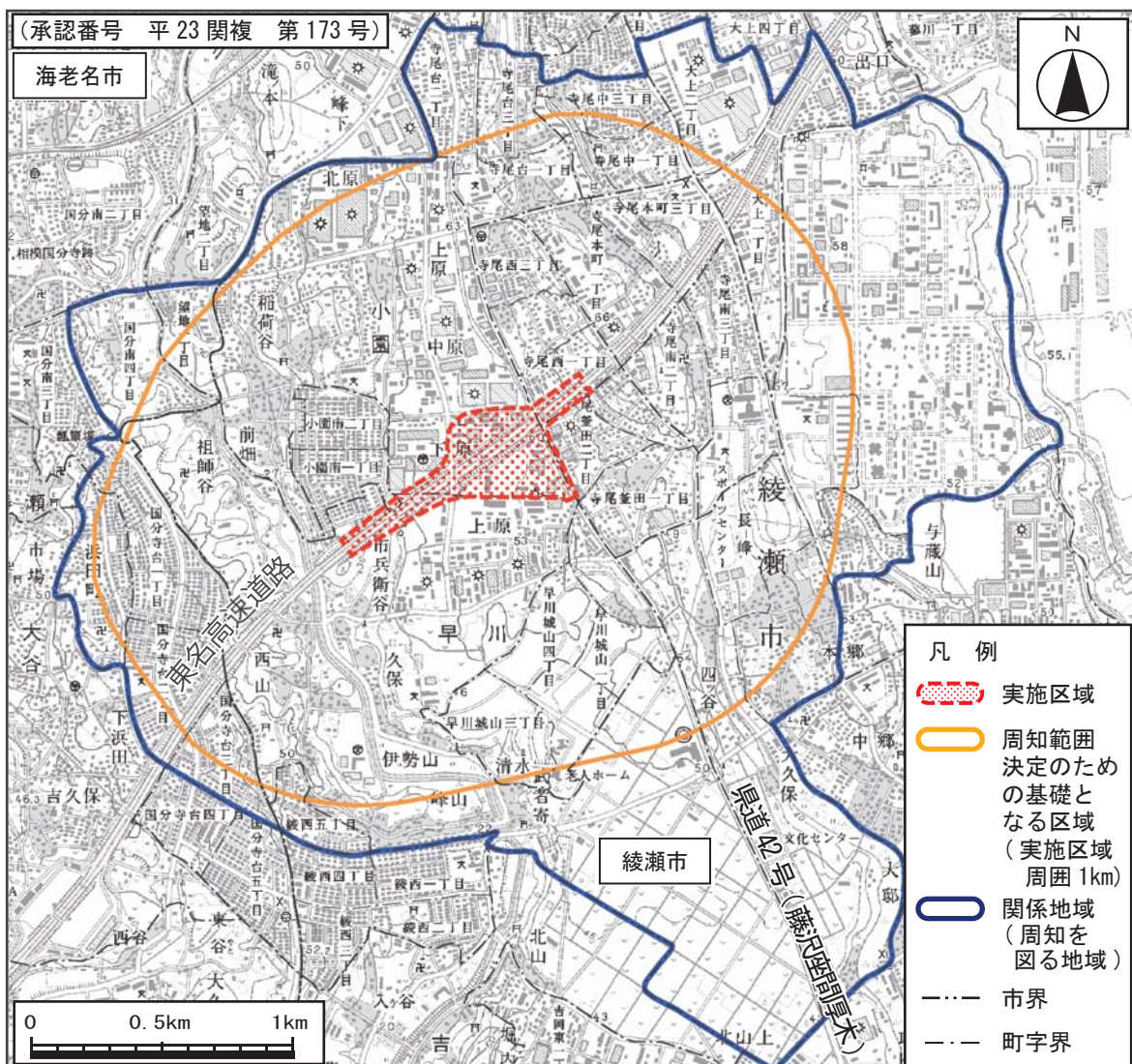


図-1 環境影響予測評価書案の内容について周知を図る必要がある地域

## 2. 事業の目的

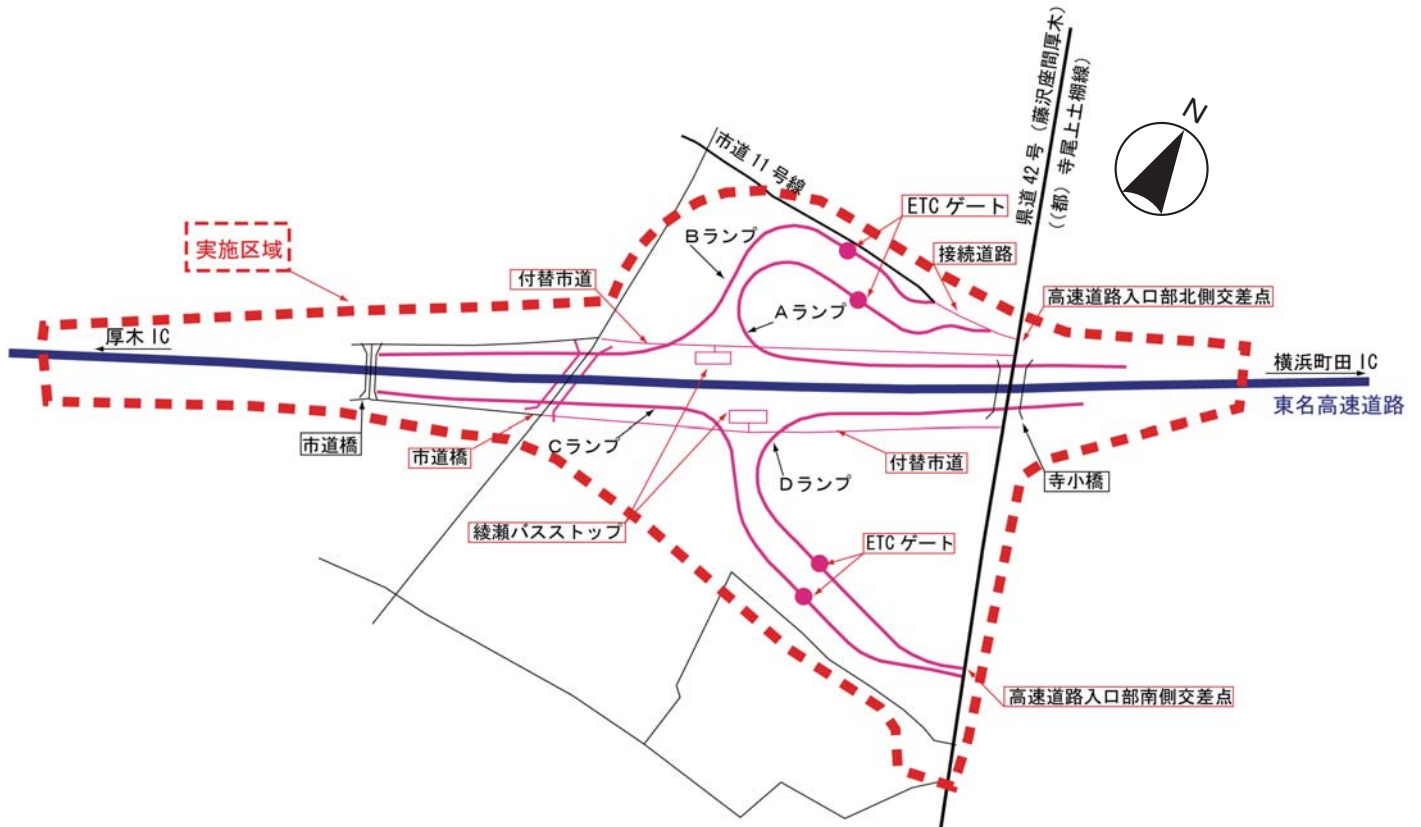
東名高速道路の横浜町田インターチェンジと厚木インターチェンジは、約 15km 離れており、この間に位置する綾瀬市等からは、両インターチェンジにアクセスしにくい状況にあります。

そのため、両インターチェンジのほぼ中間に、新たなインターチェンジを設置することにより、県民生活の利便性向上や地域経済の活性化とともに、既存の両インターチェンジ周辺の渋滞緩和を図るものであり、以下に示す 4 つの整備効果が期待されます。

- ・ 広域アクセス性の向上
- ・ 救命救急センターへの速達性の強化
- ・ 企業活動の活性化
- ・ 既存インターチェンジ周辺の交通の負荷軽減

### 3. 事業の概要

事業延長	約 0.4km 【県道 42 号（藤沢座間厚木）又は市道 11 号線から東名高速道路までの最長ランプ区間 (B)】 （参考）約 0.7km 【東名高速道路上の影響範囲】
車線数・標準幅員	A、B、C、D ランプ 1 方向 1 車線 標準幅員 7m
実施区域面積	約 20ha
料金所 (ETC ゲート)	4 レーン（入口 2、出口 2） 北側 2 レーン（入口 1、出口 1）、南側 2 レーン（入口 1、出口 1）
主要構造物	市道橋架替（東名高速道路立体交差） 1 箇所
その他	市道付替・改良 ETC ゲート及び綾瀬バスストップへの市道付替 高速道路入口部北側・南側交差点工事 綾瀬バスストップ移設



### 4. 環境の特性に基づき配慮しようとする内容

本事業の「実施区域及び周辺地域の環境の特性に基づき、配慮しようとする内容」については、次のとおりです。

#### (1) 社会的配慮

- ・土地の改変は最小限とします。
- ・インターチェンジの形状は、道路構造令の範囲内で、コンパクト化に努めます。
- ・低騒音舗装について、積極的に検討し、必要に応じ騒音の軽減に努めます。
- ・施設周辺の緑化に努めます。
- ・周辺道路交通の円滑化に努めます。
- ・供用後の道路交通に伴う騒音・振動について、環境基準等を満足し、周辺施設の生活環境に著しい影響を及ぼすことのないよう必要に応じて適切な対策を講じるよう努めます。

#### (2) 自然的配慮

- ・大部分の施設を工業専用地域内に配置し、生態系への影響を軽減するよう努めます。
- ・土地の改変を最小限とすることで樹木の伐採を最小限に努めます。
- ・土地の改変を最小限とすることで動植物の生息、生育環境の保全に努めます。

#### (3) その他の配慮

- ・埋蔵文化財包蔵地については、関係機関と協議の上、文化財保護法に基づき適切な対策を講じるよう努めます。
- ・土地の改変を最小限とすることでレクリエーション資源への影響を軽減するよう努めます。
- ・主要な構造物は、景観及び耐震性に配慮した設計に努めます。
- ・再生可能エネルギーについて、積極的に検討し、導入に努めます。
- ・施設は適切な維持管理を行い、長寿命化に努めます。
- ・長寿命化が期待できる材料や製品について、積極的に検討し、使用に努めます。

## 5. 環境影響予測評価の概要

環境影響予測評価を行った各項目の概要は、以下に示すとおりです。

評価項目	環境影響予測評価の概要
<b>大気汚染</b> 【工事中】 ・建設機械の稼働 ・工事用車両の走行 【供用後】 ・自動車の走行	工事中の建設機械の稼働や工事用車両の走行により発生する大気汚染の予測結果は基準等を満足します。さらに事業の実施にあたっては、環境保全対策として、排出ガス対策型建設機械の採用等により、大気汚染の要因となる物質の発生を低減するように配慮します。 また、供用後の自動車の走行により発生する大気汚染の予測結果も、基準等を満足します。 このことから、各予測結果は基準等との整合が図られており、事業者の実施可能な範囲内で環境影響を可能な限り回避又は低減していると評価します。
<b>騒音</b> 【工事中】 ・建設機械の稼働 ・工事用車両の走行 【供用後】 ・自動車の走行	工事中の建設機械の稼働や工事用車両の走行により発生する騒音の予測結果は、敷地境界及び周辺家屋での基準等を満足します。さらに事業の実施にあたっては、環境保全対策として、低騒音型建設機械の採用等により、建設機械の稼働に伴う騒音の低減に配慮します。 また、供用後の自動車の走行により発生する騒音の予測結果も、基準等を満足します。 このことから、各予測結果は基準等との整合が図られており、事業者の実施可能な範囲内で環境影響を可能な限り回避又は低減していると評価します。
<b>振動</b> 【工事中】 ・建設機械の稼働 ・工事用車両の走行 【供用後】 ・自動車の走行	工事中の建設機械の稼働や工事用車両の走行により発生する振動の予測結果は、建設作業に伴う基準等を満足します。さらに、事業の実施にあたっては、環境保全対策として低振動型建設機械の採用等により、建設機械の稼働に伴う振動の低減に配慮します。 また、供用後の自動車の走行により発生する振動の予測結果も、基準等を満足します。 このことから、各予測結果は基準等との整合が図られており、事業者の実施可能な範囲内で環境影響を可能な限り回避又は低減していると評価します。
<b>廃棄物・発生土</b> 【工事中】 ・建設副産物の発生	事業の実施により、建設発生土、建設汚泥、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊及び建設発生木材の発生が予測されますが、環境保全対策として、可能な限り再利用及び再資源化に努めるとともに、再利用できないものについては、関係法令等を遵守し適正に処理します。 このことから、事業者の実施可能な範囲内で環境影響を可能な限り回避又は低減していると評価します。
<b>植物・動物・生態系</b> 【工事中】 ・建設工事 【工事完了後】 ・インターチェンジの存在	実施区域内には樹林環境が存在しますが、事業の実施による樹林環境の改変はありません。 また、実施区域周辺の生態系については、生育可能な環境が周辺に広く存在することから、生育する植物相、生息する動物相への影響を低減できるものと考えられます。 このことから、植物・動物・生態系に著しい影響は及ぼさないと評価します。
<b>文化財</b> 【工事中】 ・建設工事	事業の実施により改変されると想定される埋蔵文化財については、文化財の価値を損なわないように、工事着手前に関係機関と協議の上、文化財に関する法令及び条例に基づき必要となる保全対策を講じます。 このことから、事業者の実施可能な範囲内で環境影響を可能な限り回避又は低減していると評価します。
<b>レクリエーション資源</b> 【工事中】 ・工事用車両の走行 ・建設工事 【供用後】 ・自動車の走行	実施区域周辺にはレクリエーション資源として公園、緑地が存在しますが、事業の実施によるレクリエーション資源の移設や改変はありません。 また、実行可能な範囲内でレクリエーション資源へのアクセス・利便性及び快適性を確保していることから、事業実施に伴う影響は低減していると考えられます。 このことから、レクリエーション資源及びその利用等に著しい影響は及ぼさないと評価します。
<b>地域分断</b> 【工事中】 ・建設工事 【工事完了後】 ・インターチェンジの存在	工事中の市道橋（下原橋）架替工事の影響については、迂回路の確保、周辺住民への事前周知を行うことにより、周辺住民の交通経路に対する分断は生じないと考えられます。 また、供用後の東名綾瀬バスストップの利用についても、アクセス経路は工事前と同様に確保されていることから、利用者の交通経路に対する分断は生じないと考えられます。 このことから、周辺住民の日常的な交通経路に著しい影響は及ぼさないと評価します。
<b>安全（交通）</b> 【工事中】 ・工事用車両の走行 【供用後】 ・自動車の走行	工事中の工事用車両については、可能な限り工事用車両の走行台数を分散させる計画としており、工事中及び供用後も実施区域周辺の交差点における交差点需要率は、交差点交通流に支障が生じるとされる0.9を下回ります。 また、工事中の交通安全については、事業区域の工事用車両出入口に交通整理員の配置を行い、一般車や歩行者の安全確保に努めるほか、通勤通学時間帯に配慮した工事用車両の計画的な運行に努める等の安全対策を実施します。 供用後の交通混雑については、実際の交通の流れを勘案し、必要に応じて関係機関との協議の上、適切な対応を検討してまいります。 このことから、事業者の実施可能な範囲内で環境影響を可能な限り回避又は低減していると評価します。

## 6. 環境影響予測評価書案の縦覧について

本事業の環境影響予測評価書案が次のとおり縦覧されていますので併せてお知らせいたします。

縦覧期間	平成24年4月24日(火)より平成24年6月7日(木)まで
縦覧場所	①神奈川県 環境農政局 環境保全部 環境計画課(神奈川県庁) ②かながわ県民センター ③川崎県民センター ④横須賀三浦地域県政総合センター 環境部 ⑤県央地域県政総合センター 環境部 ⑥湘南地域県政総合センター 環境部 ⑦県西地域県政総合センター 環境部 ⑧綾瀬市 環境部 環境政策課(綾瀬市役所) ⑨綾瀬市 北の台地区センター ⑩綾瀬市 早園地区センター ⑪綾瀬市 中村地区センター ⑫綾瀬市 吉岡地区センター ⑬綾瀬市 綾南地区センター ⑭綾瀬市 綾北福祉会館 ⑮綾瀬市 リサイクルプラザ ⑯海老名市 経済環境部 環境みどり課(海老名市役所)
縦覧時間	①～⑦・⑯は、土曜日、日曜日、祝日を除く8:30～17:15 ⑧は、土曜日、日曜日、祝日を除く8:30～17:00 ⑨～⑬は、火曜日、第3水曜日を除く9:00～16:30 ⑭・⑮は、月曜日を除く9:00～17:00

## 7. 説明会の日時と場所

本事業の説明会が次のとおり開催されますのでお知らせいたします。

開催日時	平成24年5月19日(土) 午後7時から、平成24年5月20日(日) 午後1時から
開催場所	綾瀬市文化会館 小ホール 神奈川県綾瀬市深谷3838番地
会場へのアクセス	<div style="display: flex;"> <div style="flex: 1;"> <p>■さがみ野駅 南口から「神奈中バス」 市役所または文化センター経由 「吉岡工業団地行き」-「文化センター前」 下車すぐ</p> <p>■海老名駅 東口から「相鉄バス」 3・4・5番バスのりば各経由 「綾瀬市役所行き」-「綾瀬市役所」 下車 徒歩5分</p> <p>■長後駅 西口から「神奈中バス」 市役所または文化センター経由 「綾瀬車庫行き」-「文化センター前」 下車すぐ</p> </div> <div style="flex: 1;">  </div> </div>

## 8. お問い合わせ先

- 環境影響評価の手続きについては、  
神奈川県 環境農政局 環境保全部 環境計画課 TEL : (045) 210-4070(直通)
- 事業内容については、  
神奈川県 県土整備局 道路部 道路企画課 TEL : (045) 210-6410(直通)